

茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則

平成19年 1月24日

規則第5号

改正 平成22年 2月25日 規則第2号

改正 平成26年 4月30日 規則第4号

改正 平成26年 8月27日 規則第5号

(趣旨)

第1条 職員の旅費に関しては、茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(旅行取消し等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗車券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令票の記載事項及び様式)

第4条 条例第4条第5項に規定する旅行命令票の記載事項及び様式は、様式第1号による。

(旅行命令の変更の申請)

第5条 旅行者が条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を添えてしなければならない。

(路程の計算)

第6条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の調べに係る路線図に掲げる路程及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者の調べに係る営業料程表に掲げる路程又は実測その他社会通念上妥当と認められる方法により計測した路程

(旅費の請求書)

第7条 条例第13条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、様式第2号による。

2 条例第13条第1項に規定する旅費の請求書に添付すべき書類は、別表に掲げる書類とする。

(旅費の精算)

第8条 条例第13条第2項及び第3項に規定する期間は、やむを得ない事情のため任命権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して10日以内とする。

(日額旅費)

第9条 条例第23条第2項に規定する日額旅費の額、支給条件及び支給条件は、次に定めるところによる。

- (1) 支給条件及び支給方法 調査、研修、講習、訓練、その他これらに類する目的の旅行で、引き続き4日以上にわたる場合とし、用務地に到着した日の翌日から用務地を出発する日の前日までの期間において日額旅費を支給する。
- (2) 車賃 実費額による。
- (3) 日当 条例別表第1に定める当該区分の2分の1
- (4) 宿泊料
ア 宿泊施設がある場合 当該施設の定める額

イ 宿泊施設がない場合 条例別表第1に定める当該区分の額

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員の旅費に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年1月24日から施行する。

附 則 (平成22年規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第4号)

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第5号)

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

別表（第7条関係）

(1) 条例第3条第6項に規定する旅費	損失を証明する書類
(2) 条例第3条第7項に規定する旅費	交通機関等の事故による旅費額を損失したこと及び喪失額を証明する書類
(3) 条例第15条第1項第4号に規定する寝台料金	公務上の必要を証明する書類及びその支払を証明する書類
(4) 条例第17条第1項ただし書に規定する車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明する書類
(5) 条例第19条第2項に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
(6) 条例第26条に規定する旅費	旅行中に退職等となったこと、退職等の事由、退職等を知った日にいた地及び所定の期間中に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
(7) 条例第27条に規定する旅費	職員の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する書類

様式第1号（第4条関係）

旅行命令票

年度
年 月 日 起票
年 月 日 決裁

広域連合長	副広域連合長				
事務局長	事務局次長	課（室）長	課長補佐	班長	班員

下記のとおり旅行することを命令する。

用務	会計	科目	款		項		目		節	
出張先	期間	年 月 日	泊 日		交通手段					
区分	旅行者職氏名	路程	交通費	日数	日当	泊数	宿泊料	支給額		
		km								
担当課		執行状況	予算現額	既執行済額	予算残額	合計				
						執行後の 予算残額				

様式第2号（第7条関係）

旅行復命票

年度
年 月 日 起票
年 月 日 決裁

広域連合長	副広域連合長				
事務局長	事務局次長	課（室）長	課長補佐	班長	班員

下記のとおり復命します。

用務	科目	会計	款 項 目 節			
			年 月 日	泊 日	交通手段	
出張先	期間		年 月 日	泊 日	交通手段	
区分	旅行者職氏名	路程 km	交通費	日数	日当	泊数
						宿泊料
						支給額
						領収印
						合計

上記の金額を領収しました。
年 月 日

支払済印



茨城県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

様

会計管理者	会計室長	
-------	------	--

予算現額	
支払済額	
予算残額	